

令和7年度四日市市保育料基準額表（月額）

納入義務者の属する世帯の階層区分			上段 下段（）内の金額：短時間保育認定児の保育料
階層 区分	定義		年齢区分（4月1日時点）
			0～2歳児 3～5歳児
第1	生活保護受給者等		0 (0)
第2	市町村民税非課税世帯		0 (0)
第3	市町村民税所得割非課税世帯 (均等割額のみ)		11,000 (8,500)
第4	市 町 村 民 税 所 得 割 課 税 世 帯	48,600円未満	12,200 (9,700)
第5		48,600円以上 58,800円未満	15,600 (13,100)
第6		58,800円以上 97,000円未満	26,400 (23,900)
第7		97,000円以上 133,000円未満	35,900 (33,400)
第8		133,000円以上 169,000円未満	41,900 (39,400)
第9		169,000円以上 235,000円未満	47,600 (45,100)
第10		235,000円以上 301,000円未満	52,000 (49,500)
第11		301,000円以上	58,500 (56,000)

保育料は無償です。

ただし、給食費や延長保育料などについては、無償化の対象外（＝有償）となります。

※世帯によっては、給食費のうち副食費について免除となる場合があります。

① 入所児童と生計を一にする兄弟であって、幼稚園、保育所、認定こども園、地域型保育事業、企業主導型保育事業、家庭的保育事業、特別支援学校幼稚部、児童発達支援、医療型児童発達支援、児童心理治療施設、居宅訪問型児童発達支援を利用しているものが1名いる場合

⇒ 第2子目は、基準額×0.5（第2階層の場合は0円）

② 入所児童と生計を一にする兄弟が2名以上いる場合

⇒ 第3子目以降は、0円

※別居でも、保護者が仕送りしているなど、生計を一にしていると認められる場合があります。

●保育料の算定について

- ・ 0～2歳児クラスの保育料は、児童と生計同一世帯の保護者の市民税額の合計額に基づき算定します。下表のとおり、4月分～8月分は前年度の市民税額、9月分から翌3月分は当年度の市民税額に基づき算定します。

令和7年度	
4月～8月	9月～3月
令和6年度市民税額を基に算定	令和7年度市民税額を基に算定

- ・ 保育料算定時に、住宅ローン控除・寄付金控除(ふるさと納税等)・配当割額または株式等譲渡所得割額の控除等の税額控除は適用されません。そのため、実際にお支払いいただいている市民税額と、保育料等の算定に用いる市民税額は異なる場合があります。
- ・ 児童の祖父母と同居(同一住所別世帯を含む)しており、保護者(父母)の収入合計額が103万円以下(所得38万円以下)の場合、児童の祖父母のうち市民税額の高い人を保育料の算定に含みます。

●第2子半額について

- ・ 入所児童と生計を一にする兄弟であって、幼稚園、保育所、認定こども園、地域型保育事業、企業主導型保育事業、児童発達支援等を利用しているものが1名いる場合、**第2子目の保育料は半額**となります。
※兄弟が、企業主導型保育事業や児童発達支援等を利用している場合は、「施設在所証明書」を提出してください。
- ※兄弟が小学校に入学した場合、半額は適用外となります。
- ・ 年収360万円未満相当世帯は、年齢に関係なく第2子目は半額となります。
※年収360万円未満相当世帯とは、市民税所得割額 57,700 円以下の世帯(ひとり親世帯は市民税所得割額 77,100 円以下の世帯)になります。

●第3子減免

- 入所児童と生計を一にする兄弟が2名以上いる場合、**第3子以降の保育料は無償**です。
※別居でも、保護者が仕送りしているなど生計を一にしていると認められる場合があります。

●市民税が確認できない場合

- ① 税の申告をされていない人は、市民税課や税務署において、所得や控除等の状況が分かるように申告し、申告書(控)の写しを提出してください。
- ② 令和6年1月1日時点(もしくは令和7年1月1日時点)で四日市市に住民登録がなかった人や四日市市外で納税されている人は、令和6年度(もしくは令和7年度)の市町村民税額課税証明書、市町村民税額の決定通知書、納税通知書のいずれかを提出してください。
- ③ 該当期間において居住実態が海外にあった場合、その期間中の収入がわかる書類(給与明細、源泉徴収票等)を提出してください。